

# 中小企業振興利子補給等補助金

## 対象者となる方

補助金の交付を受けることができる方は、次の要件をすべて満たす方です。

- 1 市内に1年以上住所を有する事業を営む個人、又は、市内に1年以上本店を有する法人
- 2 市税を完納している方

## 対象となる融資

1. 島原市中小企業振興資金
2. 日本政策金融公庫の国民生活事業の事業資金

### 対象外になる例

※以下の例のように他の制度による利子補給等の対象となっている場合は補助金申請できません。

金融機関	特別利子補給制度の対象となる貸付
日本政策金融公庫 国民生活事業	新型コロナウイルス感染症特別貸付
	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付
	小規模事業者経営改善資金（マル経）（新型コロナウイルス感染症関連）
	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）（新型コロナウイルス感染症関連）
商工中金	新型コロナウイルス感染症特別貸付（危機対応融資）※中小企業向け制度に限る

## 補助方法

最大12ヶ月分の支払利子と支払済みの保証料を対象として、補給金を交付します。

補助率

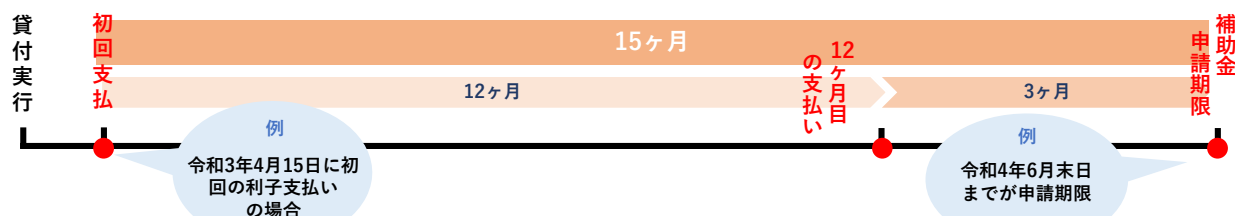
補助率（支払済利子 + 支払済保証料）× **50%**

## 申請期限

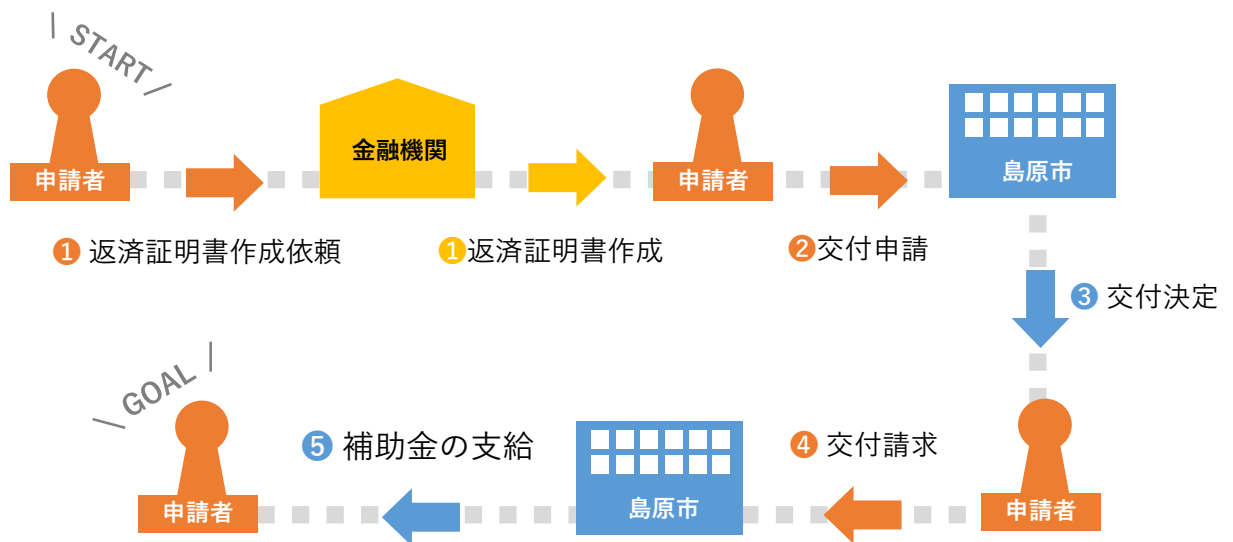
随時  
受付

対象融資の実行後、初回の支払日の属する月から起算して15ヶ月目以内に申請

※令和2年1月1日から令和2年12月31日までに実行された融資は、令和4年3月31日までを申請期限とします



## 申請の流れ



- 1 金融機関に返済証明書（様式第2号）の作成を依頼する  
※金融機関の任意様式でも可。なお、発行には手数料がかかる場合があります。
- 2 必要書類を作成し、島原市 商工振興課 商工振興班 へ交付申請書等を提出  


必要書類・添付書類

  - ・島原市中小企業振興利子補給等補助金交付申請書（様式第1号）
  - ・①で作成した返済証明書（様式第2号または金融機関の任意様式）
  - ・同意書（様式第3号）
  - ・融資取引計算書や信用保証書
  - ・信用保証料が確認できる通帳の写し
  - ・補助金振込口座が確認できる通帳の写し
- 3 市において内容を審査し、交付の可否を決定後、申請者へ通知
- 4 島原市 商工振興課 商工振興班 へ請求書を提出
- 5 市から補助金が支給

## 申請書

### 申請書設置場所

島原市役所 商工振興課（本庁舎2F）

島原市役所のホームページ  
からもダウンロードできます 



 <https://www.city.shimabara.lg.jp/page18009.html>

### お問合せ・提出先

〒855-8555  
島原市上の町537番地

島原市商工観光部  
商工振興課 商工振興班

TEL 0957-62-8111  
FAX 0957-62-8100